

事務連絡
令和2年11月30日

各都道府県水道行政主管部（局） 殿
各厚生労働大臣認可 $\left[\begin{array}{c} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（令和2年8月17日付け事務連絡）にて、職場における感染予防、健康管理の強化に努めていただくようお願いしたところです。

直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は過去最多の水準となっており、地域によってはすでに急速な感染拡大が見られており、このままの状況が続けば医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じるおそれがあります。職場における感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策分科会が11月9日に取りまとめた緊急提言において、「業種別ガイドラインの策定が現場でも進んできたが、引き続き、クラスターが発生している」旨の指摘がなされ、一層の対策強化として、「店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践」が求められています。

こうした状況を踏まえ、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（別添参照）にて、厚生労働省労働基準局から水道関係を含めた各労使団体に対し、労働者の感染予防対策等について改めて周知するよう要請したところです。

については、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）におかれましても、労務管理の基本的姿勢、職場における感染予防対策の徹底、配慮が必要な労働者等への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応及び正しい情報の収集等について、別添を参考として、職場における感染予防、健康管理の徹底に努めていただきますよう改めてお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、上記取組をお願い

いたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【別添】

- ◎ 『職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について』（令和2年11月27日）

本件問い合わせ先
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
鮫島、遠藤（爵）
電話：03-3595-2368（直通）
E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp